

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書	
令和 6年 6月 19 日	
福岡県知事 殿	
提出者	
住 所 福岡県直方市大字下境410-10	
氏 名 株式会社 三井ハイテック	
黍田事業所長 石橋 貴弘	
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号 0949-28-0600	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	株式会社 三井ハイテック 黍田事業所
事業場の所在地	福岡県直方市大字下境410-10
計画期間	2024年 4月 1日から2025年 3月31日まで
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	その他の電気機器器具製造業 [2999]
②事業の規模	製造品出荷額：10,035百万円
③従業員数	従業員数 330人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙第1のとおり。



(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙第2のとおり。

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項 別紙第3のとおり。

① 現状	【前年度（令和 5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 強アルカリ（有害）、強アルカリ、廃酸に分別し、適正に分別管理している。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 特になし。

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項 記載事項なし。

① 現状	【前年度（令和 5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項 記載事項なし。

① 現状	【前年度（令和 5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項 記載事項なし。

① 現状	【前年度（令和 5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項 別紙第4のとおり。

① 現状	【前年度（令和 5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		

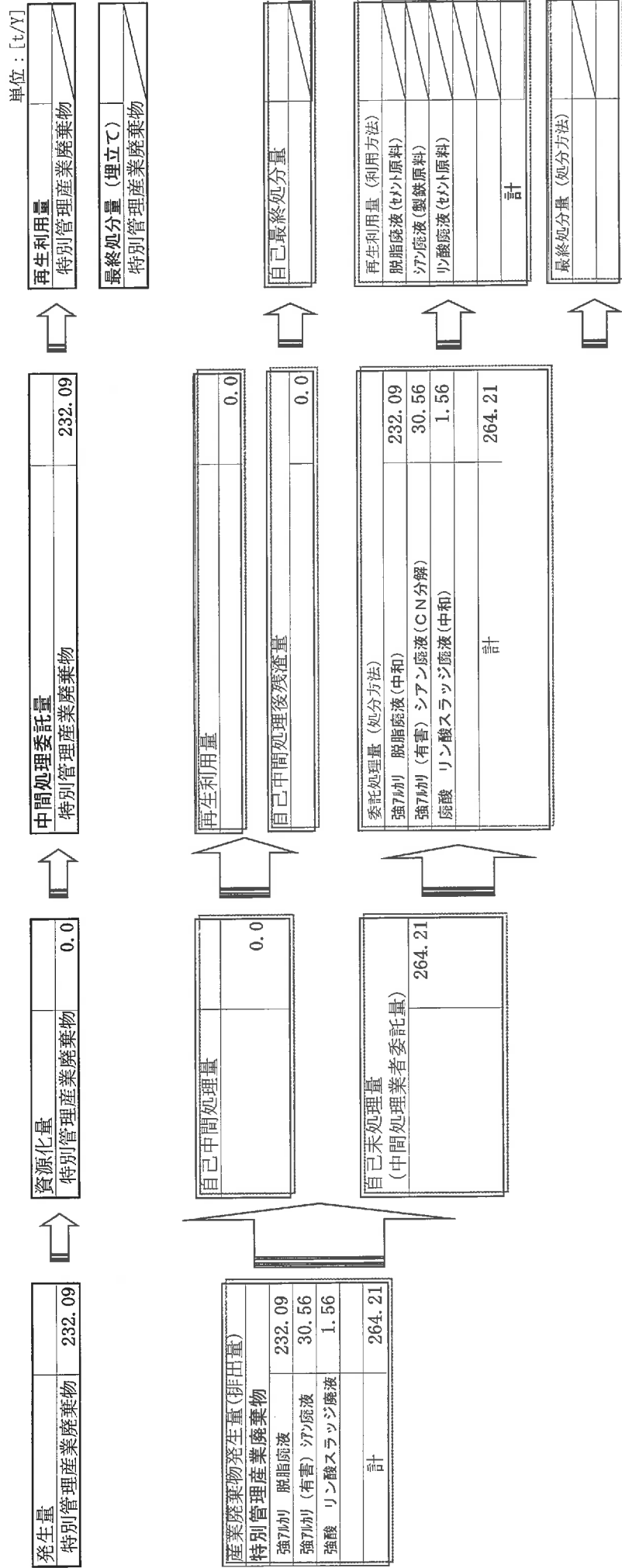
(第5面)

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（令和 5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	別紙第1の合計 t	
	(今後実施する予定の取組等) 電子マニフェスト利用の継続。		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程



※ 数量は、令和5年度の実績値である。

産業廃棄物処理に係わる管理体制等

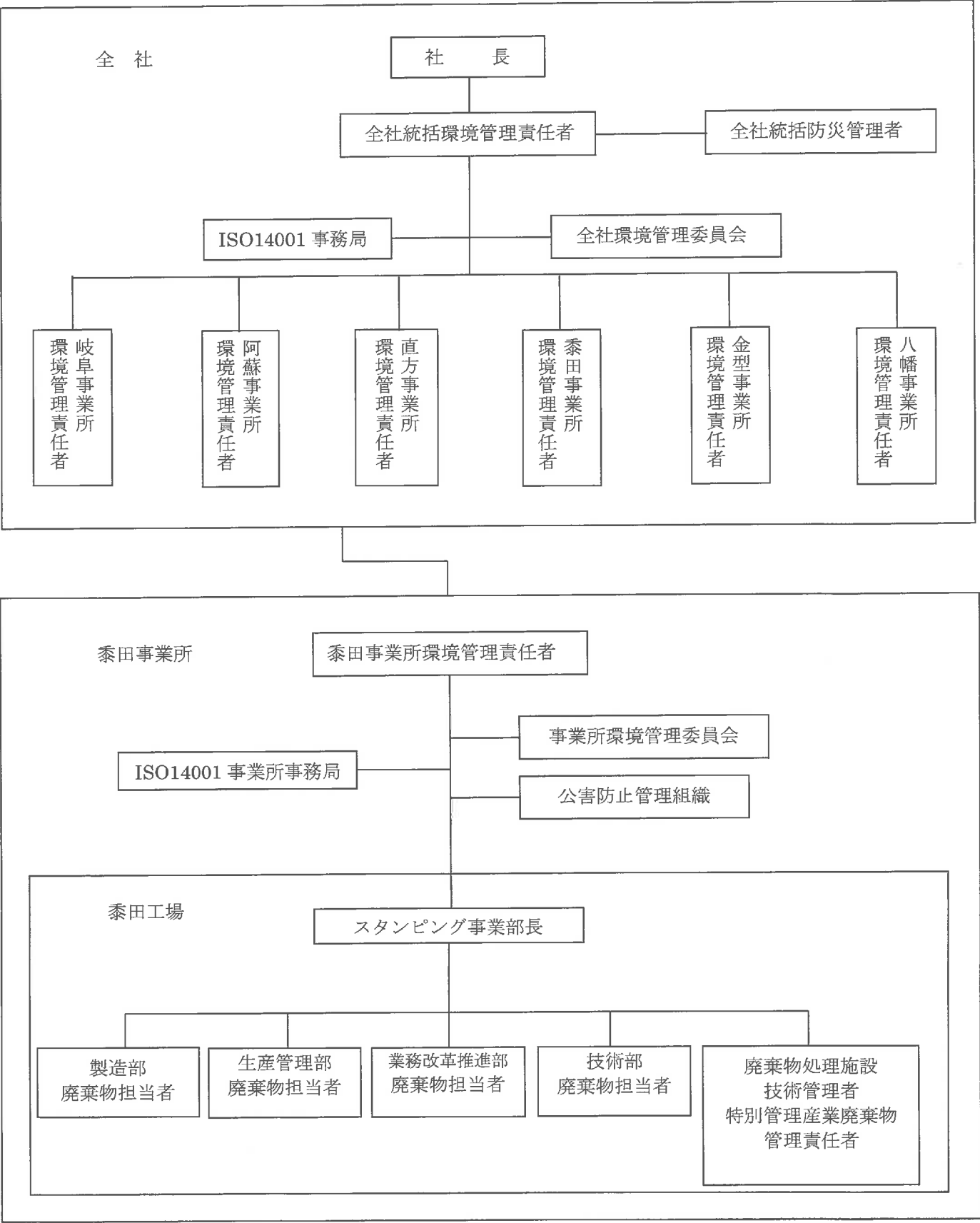
1 産業廃棄物の処理に係る役割

統括責任者		忝田事業所長（事業所環境管理責任者）
廃棄物担当		リードフレーム事業本部 スタンピング事業部 担当者：30人
役割	忝田事業所 環境管理委員会	地区環境管理責任者は、下記事項の責任を負う。 廃棄物に係わる方針/目標検討及び決定。 廃棄物の削減目標、発生抑制、適正処理に関する事項の検討及び実行案決裁。
	産業廃棄物等排出元管理責任者	当該部長は、産業廃棄物等排出元管理責任者を兼ね、部署内の廃棄物に係わる事項の決定/承認を行う。 廃棄物処理計画の決定/承認。 日常管理業務の統括
	本社第二調達部長	廃棄物収集運搬及び処理に関する許可業者との契約書の締結。 契約先(収集・運搬/中間処理/最終処分等の会社)の環境監査実施。
	産業廃棄物処理担当者	廃棄物排出量の現状把握と分別管理の推進 廃棄物処理計画の策定 廃棄物処理委託先の選定・確認・状況把握 特別管理産業廃棄物管理責任者及び技術管理者の設置 監督官庁への年度報告及び調査立会等 社員/関連会社等への教育/啓発活動

2 管理組織（2024.03 現在 一部省略有）

当社の管理組織は、環境マネジメントシステム(EMS)を導入した '99.3 月から下図の委員会で審議し夫々の決定事項を全社案件であれば全社環境管理責任者または事業所案件であれば事業所環境管理責任者が夫々承認/決裁する体制としている。これらの決定事項の実施は、部門長の責任で各部において実行に移される。

環境マネジメントシステム管理組織



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

		【前年度(令和5年度)実績】			
① 現状	産業廃棄物の種類	強アルカリ 脱脂廃液	強アルカリ (有害) シアン廃液	強酸 リン酸スラッジ廃液	
	排 出 量	232.09t	30.56t	1.56t	
	(これまでに実施した取組) 品質向上による不良損失防止及び製造設備からの液漏れ防止による排出量削減 社内処理化推進による排出量削減				
		【目標】			
② 計画	産業廃棄物の種類	強アルカリ 脱脂廃液	強アルカリ (有害) シアン廃液	強酸 リン酸スラッジ廃液	
	排 出 量	229.77t	30.25t	1.54t	
	(今後実施する予定の取組) 1. 生産工程の設備改善による廃液排出量の削減。 2. 定期メンテナンス実施時期の見直しによる廃液排出量の削減。 3. 廃液社内処理化推進による排出量の削減 4. 廃液再利用による排出量削減				

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度(令和5年度)実績】					
① 現状	産業廃棄物の種類	強アルカリ 脱脂廃液	強アルカリ (有害) シアン廃液	強酸 リン酸スラッジ廃液	
	全処理委託量	232.09t	30.56t	1.56t	
	優良認定処理業者への 処理委託量	232.09t	30.56t		
	再生利用業者への 処理委託量	232.09t	30.56t	1.56t	
	認定熱回収業者への 処理委託量				
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量				
	(これまでに実施した取組)				
	可能な限り再生利用業者への処理委託を行い、最終処分量の低減を図る。				
	【目標】				
	産業廃棄物の種類	強アルカリ 脱脂廃液	強アルカリ (有害) シアン廃液	強酸 リン酸廃液	
② 計画	全処理委託量	229.77t	30.25t	1.54t	
	優良認定処理業者への 処理委託量	229.77t	30.25t		
	再生利用業者への 処理委託量	229.77t	30.25t	1.54t	
	認定熱回収業者への 処理委託量				
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量				
	(今後実施する予定の取組)				
	1. 優良認定処理業者を選定する。 2. 委託先処理業者に対しては、環境監査を継続して実施する。				